

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	アメリカ憲法における信教の自由
Sub Title	The Freedom of religion under the U. S. Constitution
Author	小林, 節(Kobayashi, Setsu)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.3 (1989. 3) ,p.1- 39
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890328-0001

アメリカ憲法における信教の自由

小林節

- I はじめに
- II 判例の概観
 - 1 宗教団体の自律と司法権
 - 2 信教の自由の優越性と厳格審査
 - 3 信教の自由と事前抑制
- III 法理の現状
 - 1 信教の自由の意味と違憲審査基準
 - 2 問題になった規制と保護
- IV おわりに

I はじめに

筆者は、現在、アメリカ合衆国憲法における「宗教条項」に関する判例法理の総合的研究を試みているが、前稿（本誌六二巻二号掲載）において、まず、この分野における key-word である「宗教」(religion) 概念に関する考究を行っ

た。そこで、次に、今回は、アメリカ合衆国最高裁憲法判例史における「信教の自由」の展開を確認してみたい。

II 判例の概観

1 宗教団体の自律と司法権

私達・人間に信教の自由があるとして、それを有効に享受しようとした場合、同じ信仰を持つ者同志が集まり団体を作ってその信仰を追求していくとすることは、ごく自然である。ここに、宗教上の結社の自由(freedom of religious association)という法益が確認される。そして、そこから、教会あるいは教団などという団体あるいは法人の自治・自律(autonomy)という法益も確認されてくる。そして、この権能は、団体という手段を通して、それに参加した各個人が信教の自由を有効に実現しようとするものであるだけに、それはその限りで極めて正当なものである。しかし、同時に、それが、多数の自然人の集合体である以上、そこには、必ず、意見の相違が生じれば内紛が起る。そして、それに対して、団体が団体としての存立を維持しようとする必要上、そこには、いわゆる内部規律あるいは統制(discipline)さらには分裂(split or division)の問題が生じてくる。その際、不幸にしてその種の問題が団体内部で合理的に解決され得なかった場合に、それが法廷に来ることもある。

まず、この種の問題が初めて合衆国最高裁判所にやってきたものが、*Watson v. Jones* 事件⁽¹⁾であった。これは、南北戦争に関連してアメリカの Presbyterian 教会が分裂したことに起因して、少数派（これは旧来の教団本体からの分離独立派で上告人になった。）が教会の財産を占有していたことに対して、多数派（こちらは教団の上部機関により正統派と認められたもので原告となった。）が救済を訴求したものである。そこには、前提問題として、「正統性」の争いが存在していた。そして、それに対して、*Miller* 判事の筆になる一八七一年の法廷意見は、結論として、上告人は、事実の問題

として、もはや教会から離れており教会財産について何の権利も有していない、として、原告に有利な原判決を承認した。そして、その際、同意見は、大要、次のような法原則を表明した。つまり、(1)宗教団体に関するものであっても、財産権や契約上の権利については、他の団体に関する場合と同様に法の保護と規制の下にあり、裁判所としては、他の任意団体の場合と同様に、原則通りに扱う。⁽²⁾(2)明確に(法と道徳に反さない)条件を付して信託の形式で特定の教義のために財産が寄付された場合には、その団体内の多数派の意向によって、その財産を別の教義に転用できるものではない。そして、この信託が守られているかを審査するのは裁判所の任務である。⁽³⁾(3)信託という方法によらず(つまり無条件で)独立した宗教団体に財産が寄付された場合には、その財産はその団体内での多数決法則に従って処理される。この場合、当事者の具体的な信仰の内容について裁判所は問えない。⁽⁴⁾(4)ある宗教団体がその教義と会員資格について上部団体による管理に服している場合には、その財産については、その上部団体により「正統派」であると確認された者達に使用権がある。⁽⁵⁾(5)教会内の規律、信仰、教義、習慣と宗律の問題について、教会内最高決定機関が決定を下した場合には、裁判所は、それらの決定を終局的で拘束力のあるものとして受け容れなければならない。⁽⁶⁾(6)この国では、法に反しない限り、宗教は自由である。そして、法は、異端を決めたり公認教義・公認宗派を決めたりはしない。⁽⁷⁾(7)次の権利は自明である。つまり、まず、信仰・布教のために結社を作る権利と、次に、その信仰上の紛争や問題に関する裁定機関をその結社の内部に作る権利。そして、任意にその団体の会員になったものは、その機関の決定に服する義務があり、その決定が裁判所によって審査され得るようでは信仰の自由は無意味になってしまう。また、そのような問題を通常の裁判所に審査させても如何なる正義も促進されない。もっとも、その宗教団体内部の審査機関がその管轄内で権限を行使したか否かは裁判所による判断の対象となる。⁽⁸⁾

ここに、既に、後にこの問題領域において司法部が用いる二つの基本的な法原則の萌芽がみられる。つまり、第一が中立法則(neutral principle)で、それは、教義解釈に触れずに済む事例の場合には司法部は財産法上の法原則のみ

に照らして事件を解決する、というものである。そして、第二が、敬讓法則(Referene rule)で、教義解釈にかかわる問題については司法部は教団内多数派あるいは上部団体の判断を尊重する、というものである。

また、Jones 判決の翌一八七二年に下された *Bouldin v. Alexander* 事件判決も、同様な⁽⁹⁾ Baptist 教会の分裂の事例であった。ここでは、少数派(被告で後に上告人)が、教会施設を占有して、集会と選挙をいわば「でっちあげ」て多数派を管財人の地位や会員たる地位から「排除した」としたことに對して、多数派(原告で、上部団体により「正統派」とされていた)が救済を訴求した。そして、それについて、Strong 判事の筆になる合衆国最高裁判所法廷意見は、結論として、少数派が行った集会や選挙は事実と教会内規則に照らして明白に無効であるとして、原告勝訴の原審判決を承認した。そして、その際、同意見は、大要、次のような法原則を表明した。つまり、(1)裁判所は、教会の内部規律の問題に介入する権限は持っていないが、(純粹に法的な)財産権の問題だけは処理しなければならない。⁽¹⁰⁾ (2)もっとも、その際、「教会」による「除名」処分はそのとおり証拠として採用するが、しかし、その前提として、その「除名」が真にその「教会」の行為であるか否かについては裁判所は審査をする。⁽¹¹⁾ (3)そして、(客観的な事実)に照らして「明白な」教会内規違反にあたる集会や選挙は教会の行為とは認められない。⁽¹²⁾

また、Philippine における Catholic の司祭の職位とそれに伴う収入が争われた *Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop of Manila* 事件に対する一九二九年の合衆国最高裁判所判決も、それまでの二つの先例によって明確になった法理を踏襲した。この事件は、創立者が残した信託の解釈にかかわるものであった。そして、それに対して、Brandeis 判事の筆になる法廷意見は、結論として、司祭の地位と収入を訴求した原告(後の上告人)の主張を斥けた原審の判断を承認したが、その際、次のような法原則を表明した。つまり、(1)聖職位に任命される権利とその地位に付随する収入の請求は、(この場合は)信託の受益者としての権利の主張であるから、裁判所の管轄内にある。⁽¹⁴⁾ (2)聖職位への任命を受ける権利について決定を下す際に、その聖職位につくための本質的な資格要件を決め、さらに、ある特

定の候補者が現にその資格要件を具備しているかを判定することは、教義上の問題であるから、教会の権能である。そして、そこに詐欺、共謀あるいは恣意の事実がない限り、その教会の決定は裁判所を拘束する。これは、他の種類の団体（結社）についても同様である。⁽¹⁵⁾

また、Soviet 革命の影響を受けることを恐れてアメリカ国内のロシア正教会がソ連本国にある上部組織からの独立を図った問題も、教会財産と聖職位をめぐる多数の紛争を生んだ。そして、一九五二年の *Kedroff v. Saint Nicholas Cathedral of the Russian Orthodox Church in North America* 事件判決⁽¹⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、宗教団体の自治と国家権力の関係に関する一つの明確な判断を示した。この事件は、ロシア正教会本部（こちらが被告側で、後に上告人側となった。）からの独立を図ったアメリカの教会連合（これは原告側となった。）に対して New York 州がその独立を支持して立法によって教会財産の管理権をロシア正教会本部からアメリカの独立派へ移転したことに端を発している。そして、Reed 判事の筆になる法廷意見は、結論として、そのような立法は信教の自由を侵害するものだとして、原告を支持した New York 州最高裁判所 (Court of Appeals) の判決を破棄して差戻したが、その際、大要、次のような法原則を宣明した。つまり、(1)ある教会に関する管理権を法律によって旧来の上部団体から新しい上部団体の下へ移すことは、信教の自由に対する抑圧である。⁽¹⁷⁾ (2)ある宗教団体内部のひとつの派閥が作った新しい内規にその団体の管理・運営・人事を法律によって従わせようとすることは、信教の自由に対する抑圧である。それは、国家権力が新しい教義に従うことを要求することにも等しく、明白に無効である。⁽¹⁸⁾ (3)もちろん、国家が破壊活動を処罰する権限を有することは自明である。そして、宗教の名で破壊活動を正当化できないことも当然である。しかし、⁽¹⁹⁾そのような危険が現在していない場合に、教会の管理権を法律によって移転することは政教分離の原則に反する。(4)聖職者の選任は、不適正な方法でなされない限り、宗教団体の信教の自由の内で、それは国家権力が介入できるものではない。⁽²⁰⁾ (5)教会の統治機関とその正式に任命された代理人からその信託された教会財産の占有を立法により奪っ

てそれを他の派閥へ移すことは、その新しく選ばれた派閥の方がその信託の目的をより有効かつ誠実に遂行するだろうという推定上の理由によっては正当化され得ない。それは、有害な思想がもたらすであろう迂遠な効果の可能性を根拠とするのではだめで、現実の直接的な有害行為に基づいていなければならない。⁽²¹⁾ (6) 本件のように教団内に教理上の分裂が生じていない場合には、教会内で対立する一派から他派へ教会財産の管理権を立法によって移すことは、信教の自由の下では、「この方が信託の本来の趣旨に適う」という理由によっては正当化できない。⁽²²⁾ (7) 教会財産の使用・処分を決定する際に、それが教会内の宗教上の争点に付随する問題である場合には裁判所も教会の内規に従うべきである。これは、信教の自由の必然的效果である。⁽²³⁾

また、Presbyterian 教会の内部における教義解釈上の争いから生じた分離独立の問題も合衆国最高裁判所にやってきたが、その一九六九年の Presbyterian Church in U.S. v. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church 事件判決⁽²⁴⁾において、同最高裁は、財産権の帰属の前提問題として教義に関する判断を行った。Georgia 州の地方裁判所 (Superior Court) の判決を承認した同州最高裁判所の判決を破棄し、差戻した。これは、上部団体が本来の教義を放棄したと考えた下部組織が独立を宣言したことに由来する事件で、その下部組織 (原告が、上部組織 (被告) を相手に、教会財産への立入禁止等を訴求したものである。そして、Brennan 判事の筆になる全員一致の法廷意見は、大要、次のような「中立法理」(neutral principles of law) を改めて確認した。つまり、信教の自由は、裁判所が「教義解釈」に照らして教会財産に関する紛争を裁定することを許さない。⁽²⁵⁾

また、下部組織である教会の独立に対して上部団体がその独立の禁止と財産の移転を訴求した、Maryland and Virginia Eldership of the Churches of God v. Church of God at Sharsburg 事件において、上告を受けた合衆国最高裁判所は、一九七〇年の Per Curiam 判決⁽²⁶⁾で、上告人 (原告) と上部団体側からは、訴を却下した Maryland 州の第一審裁判所 (Circuit Court) の判断を承認した州の控訴裁判所 (Court of Appeals) と最上級審裁判所 (の判断には憲法

修正一条違反がある……との主張がなされているが、宗教団体の財産を規定する州法と教会財産の権利証書と教会財産に関する教団内規……の解釈(のみ)を行った州控訴審は宗教上の教義解釈に踏み込んではいないので被告人には訴の利益がない、として、訴を却下した。⁽²⁷⁾

これも、まさに、裁判所は、教義解釈に触れずに通常の財産法上の法理で処理できる限りは宗教団体内部の財産争いを処理できるが、同時に、教義に触れる場合にはそれはできない、という、それまでに確立された合衆国最高裁判所判例法理を確認したことになる。

また、*Serbian Orthodox* 教会の内紛が法廷に持ち込まれた *Serbian Eastern Orthodox Diocese for U.S.A. and Canada v. Milivojevic* 事件に対して、合衆国最高裁判所は、一九七六年の判決で、⁽²⁸⁾ 教会の上部機関が行った司教の解職と管区の改組を教会内規に反するとした *Illinois* 州最高裁判所の判断を破棄した。これは、北米管区の管理に関する争いから、教団本部(被告で被告人)が北米管区の改組とその司教の罷免を決定したことに対して、その罷免された者(原告)が職位の確認と上部団体職員による教会施設への立入の禁止を訴求した事件である。そして、その際、*Brennan* 判事の筆になる法廷意見は、大要、次のような法理を宣明した。つまり、(1)まず、この事例は、単なる財産に関する争いではなく、宗教上の紛争であるが、裁判所が教会の内規を解釈することは、①宗教上の見解に対する不適當な調査であり、また、②教団内の紛争裁定機関の決定に対する許し難い介入であり、修正第一条に反する。⁽²⁹⁾ (2)教団内の上下構造における決定権限の配分について裁判所による調査を許すことは、教義について裁判所に判断を許すことと同様に、修正一条に違反する。⁽³⁰⁾ (3)教団の内規や組織について十分に調査しなければ解決できない紛争については、修正一条の下で、裁判所は、教団内における最上位の裁定機関の決定を害してはならず、それを絶対的なものとして受け容れなければならない。⁽³¹⁾ (4)裁判所が本質的に宗教的な紛争にかかわってしまう、あるいは、裁判所が特定の教理を支持する特定派閥の味方としてそれに介入してしまう実質的な危険があるので、修正一条は、教会財産に関

する紛争についての裁判所の役割を制限している。⁽³²⁾ (5) 教団内の最上位の紛争裁定機関の決定が教団内規に適合しているか否かを裁判所が審査することは、修正一条に反する。修正一条によれば、裁判所は、教団内の規律、信条、組織、教義、慣習、原則に関する教団内における最上位の裁定機関の決定をそのまま受け容れなければならない。⁽³³⁾ (6) 教団内における上部機関と下部機関が対立した紛争について、「上部機関の越権である」という判断を裁判所が下すことは、財産法上の紛争を（財産法のみに従って）解決するという「中立法則」に依拠していると主張されても、その裁判所は、教団内の最上位の裁定機関による内規の有権解釈と裁判所独自の解釈を不当に置き代えている場合には、修正一条に違反する。⁽³⁴⁾

また、地方の Presbyterian 教会の分裂に由来する教会財産に関する紛争に対する、一九七九年の Jones v. Wolf 事件判決⁽³⁵⁾において、合衆国最高裁判所は、「中立法則」を援用して「多数派」を支持した Georgia 州最高裁判所の判決を破棄し、差戻した。これは、ある地方教会内の多数派が上部団体から離れて別の宗教団体の下部組織になると決議してそれを実行したことに對して、旧来の上部団体の承認を得た少数派（原告で、上告人になった）がその教会の財産の排他的な占有・使用权を訴求した事件である。これに對して、州の第一審 (Superior Court) は、「中立法則」を適用して、教会財産の権利証書の文言とその地方教会の規約と州法とその教団の規約に基づいて、多数派（被告）を支持した。そして、州の最高裁もこの判断を承認した。それに対して、Blackmun 判事の筆になる合衆国最高裁判所の法廷意見は、大要、次のようなものであった。つまり、(1) 州は、修正第一条の下で、「中立法則」を採用して、客観的な証書、内規、法令の文言のみに従って、教会財産の所有権に関する紛争を解決することはできる。そして、州は、教義解釈上の紛争が含まれていない場合にまでも、その財産に関する紛争の解決のために、教団内上部機関の決定に義務的に従うことなどは、修正一条の下で、求められてはいない。この「中立法則」は、（裁判所は）教団構成員達の信教の自由を尊重しつつ教会財産に関する紛争を解決するために、裁判所が教会の機構と教理を分析あるいは審査す

る必要を除去するものである。⁽³⁶⁾ (2)ただし、本件は地方の教会自体が二派に分裂している事例であるが、州の裁判所は、上部機関と②その内部では分裂していない①下部機関が対立した場合に適用される「中立法則」を援用しているので、本件は差戻されるべきである。⁽³⁷⁾ (3)そして、もしも、どの派閥がその地方教会の正統派であるかを他の方法で決めようがないならば、多数派が正統派であろうという推定を州裁判所が行ったことは、「中立法則」とも修正一条とも合致する。⁽³⁸⁾ (4)しかし、州法の下で、地方教会の正統派の認定は教会内規に従って行われるべきであるならば、修正一条は、少数派が正統派であると既に認定した教会上部機関の決定を州司法部が尊重することを求めるであろう。⁽³⁹⁾

以上、宗教団体の内紛に関する合衆国最高裁判例を通観した結果、そこに、宗教上の結社の自由と教義・規律・財産に関する宗教団体の自律的裁定権の存在が確認された。ただし、その団体内における最上位の裁定機関が正当な権限内でその判断を下したか否かについては、客観的事実に照らして、裁判所が審査を行う。

2 信教の自由の優越性と厳格審査

次に、信教の自由の本質とそれにつつまる司法審査の基準に関する一連の判決があるが、そこにはひとつの明確な立場が示されている、と言えよう。

まず、宗教上の理由に基づく犯罪が争われた *Reynolds v. United States* 事件に対する一八七八年の判決⁽⁴⁰⁾において、合衆国最高裁判所は、宗教上の信条は、国法によって犯罪とされるような公然たる行動を免責するものではない、とした。これは、*the Church of Jesus Christ of Latter-Day Saints* (いわゆる Mormon 教会)の信者である男性が、その教義に従い、前婚関係を解消しないままに二度目の「結婚」式を挙げ、いわゆる「重婚」になり、連邦刑事法に触れて、Utah 州の裁判所で有罪とされたために、信教の自由を理由として無罪を主張して争った事例である。そして、それに対して、*Waite* 判事の筆になる合衆国最高裁法廷意見は、大要、次のような理由を示して、原審の判断を承

認した。つまり、(1) 国家は自由な信仰活動を禁止してはならない。⁽⁴¹⁾ (2) 各人の意見に権力が介入してその告白あるいは唱道されている原理が有する危険な傾向性を理由としてその告白等を抑圧する権限を承認することは誤りであり、それは直ちに信教の自由を破壊する。しかし、その原理が公序良俗に反する明白な行動となって現われた場合には、政府は介入する正当な目的を持つ。⁽⁴²⁾ (3) 英米法の伝統において、重婚は、裁判所の管轄内にあり、蔽罰に処せられるものである。⁽⁴³⁾ (4) 社会生活の最も重要な特色である「婚姻」について国家が立法で規制することを禁止することを、憲法上の信教の自由の保障が意図しているとは考えられない。⁽⁴⁴⁾ (5) 重婚は、人命を生贖^{いけだえ}に捧げることや殉死^{じゆんし}と同様に、許されないことである。⁽⁴⁵⁾ (6) このようなことを許すと、それは、宗教上の信条を国法より上のものにしてしまい、各人を自身自身の法にしてしまうことになる。⁽⁴⁶⁾ (7) 故意をもって犯罪を行った者が、そのような法律は制定されるべきではないという宗教上の信念を持っていたという理由で免責されるべきだとすることは、危険で、そのような先例はひとつもない。⁽⁴⁷⁾

従って、ここに、当然のことながら、その国のその時代の文明に照らして犯罪とされるような反社会的行為はたとえ「信仰」の名の下にであれ許されないことがまず確認された。

もっとも、そのようなことは、人権と公共の福祉あるいは権利濫用の関係として、いわば当然の前提であるが、その上で、そのような限界を超えた権利の主張は当然に許されないとして、合衆国最高裁判所は、それが正当な権利主張である場合には、原則として、宗教活動の自由を人権体系上の上位に置き、それをいわゆる優越的人権として扱ってきた、といえる。

つまり、まず、一九四〇年の *Minersville School District v. Gobitis* 事件判決⁽⁴⁸⁾がある。これは、教育委員会が公立学校の生徒に対して、その履修要件として、国旗に対する敬礼と国家への忠誠宣誓を強制したことに対して、そのような行為が *Jehovah's Witnesses* の信仰に反するとして拒否したために放校処分を受けて私学へ通わざるを得なくな

った生徒の親が、敬礼と宣誓を強制することの禁止を訴求した事例に関するものである。この敬礼と宣誓は典型的なもので、まず右手を胸に当て、次に宣誓文を全員で唱和しながらその右手を国旗に向けて伸ばすものであり、その宣誓文は次のとおりであった。つまり、「私は、わが国旗とそれが象徴している共和国への忠誠を誓います。この共和国は、全ての者に自由と正義を保障する一体不可分のものであります。」そして、これに対して、合衆国地区裁判所は原告の請求を容れ、同控訴裁判所もそれを承認したが、Frankfurter 判事の筆になる合衆国最高裁判所法廷意見は、大要、次のような理由を述べて、原審の判決を破棄した。つまり、(1)本件は、(良心の自由という)人権と(国家の存立の前提としての国民の一体感を醸成する)公権力の調整という最も深刻な問題である。(2)(信教の自由を含む)良心の自由を保護する際には、われわれは非常に微妙かつ大切な法益 (interests so subtle and so dear) を扱っているので、宗教的信条の主張に対してあらゆる可能な限りの方途を与えなければならない (every possible leeway should be given)。(3)信教の自由は、そのために不可欠な自由な社会を守るため、という公益によってしか制約され得ない、表現の自由にも劣らないものである。(4)(しかし)国家の統一ということも最上位の価値である。(5)これは、民主主義対国家の存立……というディレマである。(6)しかし、国の存在と統一なしに自由はない。(7)また、政策の良否は司法部の判断対象ではない。(8)また、国の存在と統一のために国旗への敬礼等を生徒に強制することは、手段として必ずしも不当ではない。

(9)そして、愚な立法を政治過程で廃止させることは、自由の訓練である。

また、その三年後に、今度は Gobitis 事件で問題になった敬礼等の強制よりもさらに厳しい強制の事例が合衆国最高裁判所へやってきた。West Virginia State Board of Education v. Barnett 事件である。ここでは、州法と教育委員会の決議により、公立学校の全生徒・児童に対して、国旗への敬礼と国家への忠誠が要求されており、それを拒否した生徒・児童は放校処分を受け、その敬礼等に参加することを受け容れるまでは再入学が許されず、その間は非行少年として扱われ矯正施設へ送られる危険があり、その親あるいは保護者は罰金刑と禁錮刑を受ける危険があった。

そこで、このような忠誠宣誓強制には宗教上の理由で従えない Jehovah's Witness である市民が、上述のような法制度をエホバの証人に対しては執行しないよう、差止めを訴求した。それに対して、合衆国地区裁判所が原告の主張を容れたため、跳躍上告が行われ、合衆国最高裁判所は、一九四三年の判決⁽⁵⁸⁾で、違憲という判断を下した。そして、Jackson 判事の筆になる法廷意見は、大要、次のようなものであった。つまり、(1) 本件では、国民が公教育を利用することに条件をつける国家の権力と個人的見解と態度に関わる国民の自己決定権が対立している⁽⁵⁹⁾。(2) 本件は信条宣誓の強制の事例である⁽⁶⁰⁾。(3) 本件事例においては、表現の自由(という優越的人権)を抑圧することですら正当化できる「明白かつ現在の危険」が、敬礼不参加によって生ずる……という主張もなしに強制が行われている⁽⁶¹⁾。(4) ひと握りの生徒・児童を学校から追放することによってこの統治体を維持する力がめざましく正当化される……かどうかは、疑わしい⁽⁶²⁾。(5) 政府の権力を制限することは、必ずしも、政府を弱体化することではない。政府の権限に対抗する国民側の権利を保障することは、強い政府に対する国民の側の恐怖と嫉妬を減らし、その政府の下で生きる安全感を増し、結局、国民が政府をより有効に支えることを可能にする⁽⁶³⁾。(6) 生命権、自由、財産、表現の自由、礼拝および集会の自由およびその他の基本的な権利は、投票(多数決)によって制約されてはならない⁽⁶⁴⁾。(7) 言論、出版、集会および礼拝の自由は、単なる「合理性」といった貧弱な根拠によっては制約され得ない。それらの権利は、国家が合法的に保護できる法益に対する重大かつ緊急の危険を除去するためにだけしか制約を受けない(only to prevent grave and immediate danger to interests which the state may lawfully protect)⁽⁶⁵⁾。

また、市の公園委員会の許可を得ずに公園で布教を行って州の裁判所で有罪になった者(被告人で、後に上告申立人になつた)が憲法によって保護された、一九五一年の Niemotko v. Maryland 事件判決⁽⁶⁶⁾においても、合衆国最高裁判所は、信教の自由の制約に対する一種の「厳格」審査を行った。これも Jehovah's Witness の事例であるが、本件で問題になった市当局の許可権(つまり拒否権)には、法律あるいは条例上の根拠がなく、それは、単なる慣行に由来す

るもので、その許可について明確な基準もないものであった。そして、Maryland 州の裁判所で有罪とされた被告人が合衆国最高裁へ上告を申立てた。それに対して、Vinson 判事の筆になる法廷意見は、大要、次のような理由を述べて、原審の判決を破棄した。つまり、(1)本件事例のように、(現実の)秩序破壊も暴動の危険もない状況では、(布教活動を)有罪とすることはできない⁽⁶⁷⁾。(2)表現および信教の自由に対する事前抑制には、法執行者が従うべき、厳格に画された、合理的で明白な基準がなければ、それは無効である⁽⁶⁸⁾。

また、*Sherbert v. Verner* 事件に関する一九六三年の判決がある。これは、土曜日を聖日とする the Seventh-Day Adventist の信者が、土曜日の就労を拒否して失業し、失業補償の給付を申請したが、それに対して、South Carolina 州の雇用保障委員会が「正当理由もなく就労を拒否する者」としてその申請を拒否して、事件になったものである。そして、州の下級審と最高裁では同委員会の立場が支持されたが、合衆国最高裁判所ではそれが破棄・差戻しになった。その際、Brennan 判事の筆になる法廷意見は、大要、次のような法理を判示した。つまり、(1)政府が宗教上の信条を規制しようとする場合、信教の自由条項がそれを厳格に制約する⁽⁷⁰⁾ (The door...tightly closed)。(2)信教の自由に対する制約を正当化するためには、その制約される行為が、公共の安全と平和と秩序に対する実質的な脅威を常にもたらすものでなければならず、……規制をするための「やむにやまれぬ」公益 (a compelling state interest) がなければならぬ⁽⁷¹⁾。(3)公的な給付を受ける条件として、その者の信仰の中心的原理に反することを強いることは、その者の憲法上の自由の行使を有効に処罰することである⁽⁷²⁾。(4)この微妙な領域では、至高の利益 (paramount interests) を脅かす重大な権利濫用だけが、(信教の自由の)制限を許す⁽⁷³⁾。(5)しかし、本件の事例では、州側が主張する財源浪費の可能性と雇用手続を妨げる可能性……が信教の自由の制約を正当化する、とは思われない⁽⁷⁴⁾。(6)また、州側は、修正一条の権利を害することなしに他の方法では権利の濫用を規制できない (no alternative forms) ……ということを立て証する義務がある⁽⁷⁵⁾。(7)もっとも、この判決によって、the Seventh-Day Adventist の教義を公認化しようとすることにはなら

ない。なぜなら、それは、日曜を聖日と信する者と同様の利益を他の聖日を信する者の全てにも拡大して及ぼすこと
で、諸々の宗教に対する政府の中立義務以外の何ものも反映していないからである。⁽⁷⁶⁾

また、*Sherbert* 事件と同様の先例として、一九八一年の *Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division* 事件判決⁽⁷⁷⁾がある。これは、*the Jehovah's Witness* である原告(後に上告人となる)が、宗教上の理由で兵器生産に参加できずに結局退社し、失業補償の給付を申請して拒否され、争った事件である。それに対して、*Indiana* 州の控訴審は原告の主張を容れたが、州の最高裁はその判決を取消した。しかし、それに対して、*Burger* 長官の筆になる合衆国最高裁判所の法廷意見は、大要、次のような判断を示して、原審の判決を破棄し、上告人が失業補償を受給することを認めた。つまり、(1)修正一条が保護する宗教上の信条というものは、必ずしも、他者が受容できざる、論理的で矛盾なく理解できるものである必要はない。⁽⁷⁸⁾(2)この領域で裁判所ができることは狭く、唯一、当人がそのような仕事は彼の信仰によれば禁止されている……と本心から確信しているか否か……の認定のみである。⁽⁷⁹⁾(3)宗教上の信条によって禁じられている行為によって重大な利益の受給を国家が制約する場合、あるいは、そのような信仰に従った行為の故にそのような受給を許さず、それによって、自己の行動を修正して宗教上の信条に背くように実質的な圧力をかける場合には、そこに、宗教に対する負担が存在する。⁽⁸⁰⁾(4)その強制が間接的なものであっても、信教の自由に対する侵害は実質的である。⁽⁸¹⁾(5)もちろん、州は、それが、非常に重大な公益を実現するための、最も弾圧的でない手段(*The least restrictive means of achieving some compelling state interest*)である……と示すこと
によって、その信教の自由に対する侵害を正当化することはできる。⁽⁸²⁾(6)しかし、この立法の「欠格条項」の目的として主張されていることは、失業者の増加と財源の負担増の回避と、使用者が人を雇う際にその者の信仰について調査をする手間を省くことであるが、これでは、信教の自由の制約を正当化するには不十分である。⁽⁸³⁾(7)*Sherbert* 判決を引
いて、本件のような場合にも受給を認めても、政教分離に反するものではない。⁽⁸⁴⁾

また、信仰に反するあと一二年間の義務教育が争われた Wisconsin v. Yoder 事件に対する一九七二年の判決⁽⁸⁵⁾で、合衆国最高裁判所は、国家が宗教活動に介入するためには、そのことによって保護されるべき十分に重大な公益 (a state interest of sufficient magnitude) が明らかにされなければならない、とした。これは、一六歳までの学校教育を義務としてそれに違反した親に罰金刑を科すことを規定した Wisconsin 州法に違反した親が信教の自由を楯にして争った事例である。この両親は the Amish の信者で、その教義によれば、一四―五歳で到達する第八学年までは子供に通常の学校教育を受けさせてよいが、その後は、教会と家庭内での独自の教育を施さなければならないことになっていた。これに対して、州の第一審は、その両親(つまり被告人)を有罪とし、州の控訴審もそれを承認したが、州の最高裁は、信教の自由を根拠として、被告人を無罪とした。そして、州が合衆国最高裁判所へ上告を申立てたが、同最高裁は、Burger 長官の筆になる、大要、次のような法廷意見によって、原審判決を承認し、被告人を無罪とした。つまり、(1) the Amish が第八学年修了後は通常の学校教育を受けさせないことは、彼らの宗教的信条の中心的な部分に根ざしてゐる。⁽⁸⁶⁾ (2) the Amish は、だからといって、第一学年から第八学年までの学校教育に反対してはいない。⁽⁸⁷⁾ (3) the Amish は、その他の点では遵法精神が高く自律的な国民である。⁽⁸⁸⁾ (4) 国家が国民の教育に高い責任を負っており、基礎教育に合理的な規制を行う権限を有していることは明らかである。⁽⁸⁹⁾ (5) しかし、子供の生育期に宗教的な躾と教育について親が行う指導には、アメリカにおいて、高い価値が与えられている。⁽⁹⁰⁾ (6) 正当な宗教上の慣行に介入してまで第八学年修了後の教育を義務づけるためには、州が自由な宗教活動を書さない場合か、あるいは、信教の自由条項の下で保護されていると主張される利益を凌駕するほどに重要な公益 (a state interest of sufficient magnitude) がある場合でなければならぬ。⁽⁹¹⁾ (7) 最高度の法益 (those interests of the highest order) で、さらに、その方法によらなければ実現しない (those otherwise served) 法益のみが、正当な信教の自由の主張を否定できる。⁽⁹²⁾ (8) the Amish の信者に第八学年修了後の学校教育を義務づけることは、この問題の州法の下では刑罰の威嚇もあり、彼らの宗教上の信条

の根本的な部分に深刻かつ不可避の害を与える。⁽⁹³⁾ (9) 国民一般が負う義務を宗教上の理由で例外的に免除することが、政教分離条項の下で問題を起す危険を無視してはならない。しかし、その危険の故に、信教の自由を保護するための例外的措置が否定されてはならない。⁽⁹⁴⁾ (10) the Amish の子供に、伝統的な教会内教育に代えて、さらに一〜二年間の学校教育を与えることは、われわれの自由な政治体制を維持する前提として市民を訓練するという学校教育の意義にとつて、何の足しにもならない。⁽⁹⁵⁾ (11) 今日の多数派が「正しく」そして the Amish のような（少数派の）人々が「正しくない」という推定を立てることはできない。奇妙でむしろ風変わりではあろうとも、他者の権利も利益も害さない彼らの生き方はそれが普通と違うからといって非難されるべきではない。⁽⁹⁶⁾

また、連邦の退役軍人社会復帰援護法が、実際に軍務を果たした者に限って教育補助金を支給し、いわゆる良心的兵役拒否により宗教上の理由で兵役を拒否して非軍事的代替役務を果たした者には補助金が支給されないことの合憲性が争われた Johnson v. Robinson 事件に対する一九七四年の判決⁽⁹⁷⁾で、合衆国最高裁判所は、この制度は修正一条に違反しない、とした。まず、合衆国地区裁判所はその規定が、信教の自由は侵害していないが、法の下の平等には反するとしたが、跳躍上告を受けた同最高裁は、Brennan 判事の筆になる法廷意見で、大要、次のような理由を判示して、原審判決を破棄した。つまり、(1) 立法による分類が不平等だとされないためには、その分類が（正当な）立法目的に公正かつ実質的関連性がなければならない。⁽⁹⁸⁾ (2) まず、問題の立法には、① 軍隊をより魅力的な職場にして軍隊の質を向上させることと、② 軍務によって国民としての生活を害された者に償うこと、という目的がある。⁽⁹⁹⁾ (3) また、問題の立法による区別には根拠がある。つまり、六年間の軍務による人生の中断のほうが、二年間の代替役務による中断より、量的にも質的にも大きい。⁽¹⁰⁰⁾ (4) 従って、この法律が信教の自由に対する負担をもたらすとしても、それは、軍隊のために必要な人的力^{ちから}を得るといふ、信教の自由条項の下でも正当化できる程度に明らかにならざるを得ず、信教の自由の侵害で (of a kind and weight clearly sufficient) 実質的公益によつて正当化される付随的負担に過ぎず、信教の自由の侵害で

はない。⁽¹⁰⁵⁾

また、州のモットーの掲示を州民に強制することの合憲性が争われた *Wooley v. Maynard* 事件に対する一九七七年の判決⁽¹⁰⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、信教の自由を制約するには、その立法目的が如何に正当であってもそれは十分に重大なものでなければならず、かつ、それは自由を過度に制約する方法で追求されてはならない、とした。これは、“Live Free or Die”とじう州のモットーを自動車のナムバー・プレートに印字してその掲示を義務づけ、それに背いた者に刑罰を科す *New Hampshire* 州法の合憲性が争われたものである。そして、この憲法訴訟の原告は、*the Jehovah's Witness* の信者で、このモットーには宗教上の理由から反対であり、プレートのその部分を被[※]隠して、州の地区裁判所で有罪とされたため、合衆国地区裁判所に、その法律の差止命令と違憲宣言を求めて提訴した。それに対して、同地裁は請求を容れ、それが合衆国最高裁へ跳躍上告された。そして、同最高裁は、*Burger* 長官の筆になる法廷意見により、大要、次のような判断を示して原審の判断を承認した。つまり、(1)宗教上の、政治的な、あるいは思想的な理由で他者を改心させる権利を保障する体制は、同時に、そのような主張を促進することを「しない」権利をも保障していなければならない。⁽¹⁰⁷⁾(2)問題の州法は、州民に対して、個人の財産を州の思想宣伝の「動く伝言板」にすることを要求し、それに反したものは刑罰を科すものである。⁽¹⁰⁸⁾(3)修正一条は、多数派の見解と異なる見解を個人が有する権利を保護し、自分が道義的に反対する思想を広めることを問題の州法のように強制されることを拒否する権利を保護している。⁽¹⁰⁹⁾(4)そこで、そのような強制を正当化するほどに州の側の利益が十分にやむにやまれぬものである (*is sufficiently compelling*) か否かを決定しなければならない。⁽¹¹⁰⁾(5)その点、州が主張する公益は、①それぞれの自家用乗用車を特定すること、②自国の歴史と個人主義と州の誇りに対する理解を促進することであるが、まず、第一の目的である車の特定ということはモットーの文言などなくてもできる。そして、立法の理由である政府の目的が正当かつ実質的 (*legitimate and substantial*) なものであっても、その目的が、人権に対する侵害がより少ない

方法で達成され得る場合（when the end can be more narrowly achieved）には、個人の基本的な自由を広く（つまり過度に）抑圧する方法によってその目的を追求することはできない。また、第二の目的は、それは、思想的に中立でない。そして、特定の思想を広めようという公益は、その思想が一部の者にとっては如何に好ましいものであれ、その思想の使者になることを避けたいと思う個人が修正一条によって保障された権利を超えることはできない⁽¹⁰⁷⁾。

また、学生の宗教団体の礼拝のための施設使用を州立大学が不許可としたことが違憲とされた一九八一年の *Widmar v. Vincent* 事件判決⁽¹⁰⁸⁾において、合衆国最高裁判所は、その特定集団が行おうとしていた表現の宗教的内容に着目してその集団を公開討論の場から差別的に排除するためには、国側は、第一に、非常に重大な公益に資するためにそのような規制が必要であることと、また、第二に、その規制が最も穩便にその目的を達成するものであることを、示さなければならぬ、とした。これは、州立大学の施設を、宗教団体を除く、登録学生団体には貸与するという学則の合憲性が争われた事件で、実際に不許可処分を受けた学生宗教団体の会員たる学生が出訴したものである。それに対して、合衆国地区裁判所は政教分離の原則を根拠にその学則を合憲としたが、控訴審は、それを差別であるとして、原審判決を破棄した。そして、合衆国最高裁判所は、*Powell* 判事の筆になる法廷意見で、大要、次のような理由を示して、原審判決を承認した。つまり、(1)大学の構成員として認められた者については、修正一条に規定された表現と結社の自由が大学構内においても保障されることは明白である⁽¹⁰⁹⁾。(2)この州立大学は、学内で一般に公開された討論の場において宗教上の礼拝と討論を行おうとした学生団体をそのような目的の故に差別したが、学生達のそのような言論と結社は修正一条によって保障されている⁽¹¹⁰⁾。(3)ある団体が行おうとしていた表現の宗教的内容の故に彼らを「公開の討論会場」から差別的に排除することを正当化するためには、その大学は、……その規制がやむにやまれぬ公益（a compelling state interest）に資するもので、かつ、その規制が（手段として）その（正当）目的を達成するため⁽¹¹¹⁾に最も彈圧的でない方法のものである（is narrowly drawn to achieve that end）ことを立証しなければならない。(4)ま

た、その大学が憲法上の義務（つまり政教分離の遵守）を果たさなければならぬ……という利益が「やむにやまれぬ」ものであることは認める。しかし、（大学が政教分離の観点から否定する）（学生宗教団体も含む）全ての学生団体に「公開の討論会場」の利用資格を与える……という方針が政教分離条項に反する、ということにはならない。⁽¹¹⁾ (5) 政教分離の判断基準に照らして、「公開討論会場」をいかなる学生団体にも無差別に利用させる方針は、①学生に自由な意見交換を行わせる……という非宗教的な（正当）目的を有するし、②学生宗教団体だけを排除するよりは、よほど、公権力と宗教の間の（過度の）かかわりを避けるし、③学生宗教団体が大学の施設を利用することによって得る利益は偶然のものであり、宗教団体がその「公開の討論会場」を独占的に支配してしまうという事実関係でもない限り、宗教団体が受ける利益はその「公開の討論会場」の「主たる効果」ではない。⁽¹²⁾ (6) 国家が表現をその内容の故に規制する事例では、判例上、最も厳格な審査が求められている。⁽¹³⁾ (7) より厳格な政教分離を達成するという州の側の利益は、信教の自由と表現の自由によって制約されている。ここにおいて、州の利益が、宗教上の表現をその内容によって差別することを正当化するほど十分に「やむにやまれぬ」ものとは認められない。⁽¹⁴⁾ (8) なお、本判決は大学の自治を制約するものではない。⁽¹⁵⁾

また、信仰に基づく納税拒否が争われた *United States v. Lee* 事件に対する一九八二年の判決⁽¹⁷⁾において、合衆国最高裁判所は、信教の自由に対する負担がすべて違憲なわけではなく、国は、非常に大きな政府の利益を達成するためにその制約が不可欠であるということを示して、その制約を正当化できる、とした。これは、信仰上の理由から社会保障税に反対する the Amish の信者が、そのような納税強制の合憲性を争って出訴した事件である。そして、それに対して、合衆国地区裁判所は、この課税が信教の自由を侵害すると認めたが、跳躍上告を受けた合衆国最高裁判所は、Burger 長官の筆になる法廷意見により、大要、次のような理由を付けて、問題の課税を合憲とした。つまり、(1) 信教の自由に対する制約が全て違憲というわけではなく、国家は、それが信教の自由を超えるほどの公益 (an over-

riding governmental interest) を達成するために不可欠である、ということを立て証することによって、信教の自由に対する制約を正当化することができる。⁽¹¹⁸⁾ (2) そして、合衆国は、内容の豊富な保険制度を維持することによって公益に資することになるが、……その¹¹⁹ 醸出を任意にすると、その制度の財政的基盤が弱くなり、その運営も困難になる。従って、加入と醸出を強制にする政府側の利益は非常に高度 (very high) である。⁽¹¹⁹⁾ (3) 多様な信条に対して信教の自由を保障する有機的な社会を維持するためには、ある種の宗教上の慣行は公益に譲らなければならない。もちろん、宗教上の信条に(公的な)便宜を与えることはできるが、その便宜が立法府の自由を不当に制約する時点がある。⁽¹²⁰⁾ (4) しっかりとした税制を維持するという広い公益は、納税と矛盾する宗教的信条に対して、税金に抵抗する根拠を与えないほどに高度なもので (of such a high order) である。⁽¹²¹⁾

また、入学に関して宗教上の理由により人種差別を行っている私立大学に免税特権を与えないことの合憲性が争われた *Bob Jones University v. United States* 事件⁽¹²²⁾ に対する一九八三年の判決の中で、合衆国最高裁判所は、政府は、教育における人種差別を根絶するという根本的で非常に大きな利益を有しており、それは、最上級のもので、しかも、他の「より弾圧的でない方法」によっては達成され得ない、とした。これは、宗教上の理由から入試等について人種差別を行っているふたつの学校法人に税法上に根拠のある免税を認めなかった国税庁の処分⁽¹²³⁾ の合憲性が争われたもので、合衆国地区裁判所は、ひとつの学校法人については国税庁の権限濫用と信教の自由に対する侵害を理由に税金の還付を命じたが、もうひとつの学校法人については学校側の主張を斥けた。それに対して、控訴審は、いずれについても、憲法違反はないとした。そして、合衆国最高裁判所は、*Burger* 長官の筆になる法廷意見により、大要、次のような理由を示して、原審判決を支持した。つまり、(1) 合衆国最高裁の確立した判例によれば、修正一条の信教の自由条項は、政府が宗教上の信条を規制することを絶対的に禁じている。⁽¹²⁴⁾ (2) しかし、宗教に対する負担の全てが違憲なわけではなく、国家は、非常に優越的な公益を達成するためにそれが不可欠である (is essential to accomplish an over-

riding governmental interest)と、いうことを立証することにより、信教の自由に対する制約を正当化できる。(3) 免税を与えないことは、宗教系の私学の運営に実質的な衝撃を必ず与えるであろう。しかし、それは、それらの学校が宗教上の信条に従うことを妨げはしない。(4) ここで問題となっている公益は「やむにやまれぬ」(compelling)ものである。つまり、政府は、教育における人種差別を根絶するという根本的で優越的な利益を有している。(5) 政府の利益は、免税の否定が如何なる負担を上告人の宗教上の教義の實踐に課そうとも、それを実質的に凌駕するものである。そして、他の如何なる「もっと弾圧的でない方法」(less restrictive means)も、この公益を実現するために利用できない。(6) 政府は特定の宗教を他の宗教より「最良」する法律を制定してはならない (Everson 判決) という法理は確立されている。しかし、ある規制が偶然に特定のあるいは全ての宗派の教理と一致したというだけでは、それは政教分離条項違反にはならない (McGowan 判決)。そして、ここで争われている国税庁の基本方針は、中立的で非宗教的な根拠を持つている (is founded on a neutral, secular bases) (Gillette 判決)。従って、それは政教分離条項に違反しない。

さらに、聖日就労拒否に由来する失業に対する補償を拒否した処分が違憲とされた一九八七年の *Hobbie v. Unemployment Appeal's Commission of Florida and Lawton & Co.* 事件判決において、合衆国最高裁判所は、その者の宗教上の信条に拘束された行為の故に州がその者に社会福祉の給付をしない場合には、その拒否処分は、厳格な司法審査に服さねばならない、とした。これは、the Seventh-Day Adventist 教会の会員が、その教義上の聖日である金曜の日没から土曜の日没までの就労を拒否して免職になり、Florida 州の失業補償を申請したが拒否されたことが争われた事例である。そして、行政手続上の再審査でも拒否され、州の控訴審でも斥けられ、事件は合衆国最高裁判所へやってきた。それに対して、同最高裁は、Brennan 判事の筆になる法廷意見により、大要、次のような理由を明示して、原審判決を、違憲として、破棄した。つまり、(1) 本件事例は、先例の Sherbert 事件と Thomas 事件の事例と実質的に違くない。(2) Sherbert 判決と Thomas 判決も、このような人権制約は厳格審査 (strict scrutiny) に服す

べきで、州が「やむにやまれぬ公益」(a compelling interest)を立証することによってのみ正当化され得る、と判示した。そして、この点は *Voder* も同様である⁽¹³⁾。 (3)ただ、本件では、他の先例と違って、上告人はその職場に就職した後、信仰を変えているので、これが不公正でこの故に利益を失うかが問題とされているが、修正一条は、就職後に信仰を持ったあるいは変更した労働者の信教の自由も保護している。つまり、信教の自由が制約されていると決定する際に、その者の改宗のタイミングは考慮されない⁽¹²⁾。(4)本件事例において、この労働者は、信仰を捨てて仕事を続けるか、あるいは、信仰を守って仕事を捨ててその故に失業補償の利益を奪われるか、の選択を強いられており、これは、その労働者の自主的な選択に違法な強制をもたらす⁽¹³⁾。(5)合衆国最高裁の確立した先例によれば、政府は、政教分離に反さず、宗教上の慣行に便宜を与えることができる。これは、さまざまな宗教に対して中立であるべき政府の義務以上の何ものでもない⁽¹⁴⁾。

以上、通観して明白なように、まず、アメリカ合衆国最高裁判所によって確立された判例法理として、信教の自由は一種の優越的人権 (a superior right) とされている、といえよう。そして、もちろん、このことについては学説上の異論もない。ただ、このような判断枠組は確立されているとしても、実際の事例において、そのいわゆる厳格審査の要件である「高度の公益」というものの認定は裁判所によって実際には如何ようにもできる、という批判⁽¹⁵⁾はある。従って、実務上、その運用は決して単純ではないかも知れない。しかし、実際に何が信教の自由を制約するほどに「高度の公益」であるかということ、これらの先例を見てもそれぞれに合理的と思われる結論が下されていることから分かるように、事件の生じた時代状況の中で、自ずと、常識に照らして定まってくるものではなからうか。

3 信教の自由と事前抑制

なお、信教の自由に関する合衆国最高裁判所判例の中には、以上のものの他に、信教の自由の優越性について必ず

しも直接に論及してはいないが、それでも、信教の自由の保障の本質とその範囲を「事前抑制」(prior restraint)との関連で明確にしているものがいくつある。

つまり、まず、宣教活動の事前許可制の合憲性が争われた *Lovell v. Griffin* 事件に対する一九三八年の判決⁽¹³⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、ビラ、等の配布の許可制は信教の自由を害するものでもある、とした。これは、一切の文書配布を事前許可制とした市条例の合憲性が争われたもので、被告人(後の上告申立人)は、*Kingdom of Jehovah* のパムフリット(小冊子)の配布を無許可で行い、市裁判所で有罪とされた。そして、その判決に対して、州の地区裁判所(Superior Court)では審理を拒否され、また、州の控訴審ではそれが承認され、さらに、州の最高裁でも上告が却下された。そこで、合衆国最高裁判所に事件がやってきたが、同最高裁は、*Hughes* 長官の筆になる法廷意見により、大要、次のような理由を明示して、問題の条例を違憲とした。つまり、(1)この条例は、如何なる種類の文書であれ、何時であれ、何処であれ、また、如何なる方法によってであれ、市長の許可なしに配布することを禁じている。⁽¹³⁷⁾(2)この条例は、文面上、無効である。⁽¹³⁸⁾(3)この条例は、出版の自由を免許と検閲に服させることにより、その正に基盤を打ち砕くものである。⁽¹³⁹⁾(4)出版に対する事前抑制の排除こそが、修正一条が採択された主たる目的であった。⁽¹⁴⁰⁾

また、宗教上の目的で金品等を求めることの前許可制が争われた *Cantwell v. Connecticut* 事件に対する一九四〇年の判決⁽¹⁴¹⁾において、合衆国最高裁判所は、同じく、そのような許可制は信教の自由を侵害するものである、とした。これは、*Connecticut* 州の公共の福祉評議会の長による事前の許可なしに、宗教上の、慈善の、あるいは博愛の目的で寄付金、奉仕、署名、等の提供を勧誘してはならないとして、その違反者に対して刑罰を科す州法の規定の合憲性が争われた事例で、被告人(後の上告申立人)は *Jehovah's Witness* であった。そして、被告人達の行った無許可での布教活動は、まず州の下級裁判所(Superior Court)で有罪とされ、それは州の最高裁判所によって承認された。それに対して、合衆国最高裁判所は、*Roberts* 判事の筆になる法廷意見によって、大要、次のような理由を示して、原審

判決を破棄し、事件を差戻した。つまり、(1)問題の法律は、その解釈と適用において、法定適正手続なしに、被告人達の自由を奪っている。⁽¹⁴⁾(2)宗教に関する立法に対する憲法上の制約にはふたつの側面がある。つまり、信ずる自由と行動する自由があり、前者は絶対であるが、事柄の性質上、後者は絶対ではあり得ない。⁽¹⁵⁾(3)宗教的見解を宣布する権利を国家が全面的に否定することができないのは明白である。同様に、国家が、一般的で差別的でない立法によって、公道における勧誘や集会の時と場所と方法を規制することができ、そして、違憲に自由を害することなく、共同社会の平和と良好な秩序と快適さを護ることができると明らかである。しかし、本件で問題になっている法律は、このような(正当な)規制ではない。⁽¹⁴⁾(4)勧誘行為に対する、公益を実現するための一般の規制は、それが、「宗教」について審査する手続を含んでおらずに、寄付活動を不合理に妨害あるいは遅延させるのではないならば、憲法上の問題は生じさせない。⁽¹⁵⁾(5)しかし、この評議会の長は、その許可申請者の目的が「宗教的」なものではないと決定した場合に、許可を控える権限を与えられており、そのような、「宗教」目的か否かを判定することによって宗教の「生き残る権利」を決定する手段となる宗教に対する検閲は、修正一条によって保護された自由の否定である。⁽¹⁶⁾(6)さらに、この許可制が誤用された場合には司法部による救済が利用できる、という事実があっても、依然として、その制度は、最高裁判例によれば許し難い、自由な言論・出版の領域における事前抑制であることに変わりはない。⁽¹⁷⁾(7)暴動、無秩序、あるいは公道上の交通妨害が生ずる明白かつ現在の危険(clear and present danger)、または、公の安全、平和、あるいは秩序に対するその他の緊急の脅威(other immediate threat)がある時には、国家がそれを防止あるいは処罰する権限は明白である。しかし、同様に、国家が、望ましい状況を維持するためという口実で、宗教的なあるいはその他の見解の自由な交流を不当に制圧できないことも、また、明白である。⁽¹⁸⁾(8)被告人の行動は、平和を乱すには至っていない。⁽¹⁹⁾(9)宗教上の信条と政治的信念の領域では……ある者の見解は隣人にとって酷い間違ひに見える。自説について他者を説得するために、その主唱者は、周知のように、時に、誇張や、教会や国家で高い地位にある人に対する非

難や嘘の話にまで訴えるものである。しかし、この国の人民(すなわち憲法制定権者は、歴史に照らして、その権利が濫用される可能性があるにもかかわらず、これらの自由は、長い目で見れば、民主主義社会の有権者の側における啓蒙された意見と正しい行動にとって不可欠なものである、と規定している。⁽¹⁵⁾

また、同様の許可制でさらに免許料までも課される市条例の合憲性が争われた *Murdock v. Pennsylvania* 事件に対する一九四三年の判決⁽¹⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、同じく、そのような許可制は信教の自由を侵害するものである、とした。これは、市内で商品の注文取りに回る者はその特別区に免許料を支払って免許を得なければならない旨を規定した市条例違反で *Pennsylvania* 州の第一審で有罪とされた *the Jehovah's Witness* の会員がその条例の合憲性を争った事件である。この有罪は州の控訴裁判所 (*Superior Court*) でも支持され、州の最高裁は上告を却下した。そして、それが合衆国最高裁判所へやってきたが、同最高裁は、*Douglas* 判事の筆になる法廷意見で、大要、次のような理由を示して、原審判決を破棄した。つまり、(1)市によって課されるこの税は、露骨な免許税で、その支払いは、憲法によって保障された特権の行使に対する制約である。……宗教上の信条をこの古典的で名譽ある方法で広めることが、そこでは、貧困者にとっては否定されてしまう。⁽¹⁷⁾(2)国家は、憲法によって与えられた権利の享受に料金を課してはならない。⁽¹⁸⁾(3)この税は、憲法上の出版および信教の自由を前もって制約し、そして、不可避的にそれらの行使を抑圧する傾向にある。⁽¹⁹⁾(4)出版の自由、言論の自由、宗教の自由は、優越的地位 (*a preferred position*) にある。⁽²⁰⁾(5)当然のことながら、社会は、ある見解の流布を、それらが不人気である、迷惑である、あるいは、感じが良くない……という理由で抑圧することはできない。⁽²¹⁾(6)これは、公衆の安全、快適、利便を確保するために道路を規制する場合でもないし、さらに、勧誘の害悪から地域共同体の人々を家庭において護るために、最も弾圧の少ない方法が工夫されている場合でもない。⁽²²⁾

また、文書配布を目的とした戸別訪問を禁ずる制度の合憲性が争われた *Martin v. City of Struthers* 事件に対す

る一九四三年の判決⁽¹³⁸⁾において、合衆国最高裁判所は、その禁止が宗教上の会合の宣伝活動に適用された場合には違憲となる、とした。これは、文書配布のための戸別訪問を一切違法とした市条例の合憲性が争われた事件で、被告人（後の上告申立人）は *the Jehovah's Witness* であった。そして、被告人は、Ohio州の下級裁判所で有罪とされ、州の最高裁判所に上告を却下され、事件は、合衆国最高裁判所へやってきた。それに対して、同最高裁は、*Briggs* 判事の筆になる、大要、次のような理由を示して、原審の判決を破棄した。つまり、(1) 言論・出版の自由は広範囲な自由を保護している。修正一条の起草者達は、新しい考えが古い自己満足を煩わせることは知っていた。しかし、彼らは、活気に満ちた啓蒙が「不精な無視」に対して勝利するためには常に不可欠である、と彼らが信じた自由を奨励することにした。そして、この表現の自由には文書配布の自由が含まれており、それは、当然に、その文書を受領する権利を保護するものである。この特権は、仮にそれが路上のごみを片付けるささいな迷惑を共同社会にもたらしたとしても、剝奪されるべきではない。⁽¹³⁹⁾ (2) しかし、共同社会の平和と良好な秩序と快適さを維持する必要があるが、当然に、その文書配布の時、場所、方法の規制を要求する。⁽¹⁴⁰⁾ (3) 問題の条例は、その文書を配布された者がそれを受取ることを喜んでいた場合でも、配布者に刑罰を科すものである。⁽¹⁴¹⁾ (4) この立法を支える理由を実態的に審査しなければならない。⁽¹⁴²⁾ (5) この条例は、居住者を迷惑から護ることと、犯罪を予防することを、目的としている。⁽¹⁴³⁾ (6) 見知らぬ者の訪問を受け容れるか否かの完全な決定権をそれぞれの居住者に残しつつ、合理的な警察目的および衛生目的による時と方法の規制は別として、本人がそれを受けたいと願っている時にはいつでも自由に情報が配布されるということは、自由な社会を維持するために、明らかに不可欠である。⁽¹⁴⁴⁾ (7) 戸別訪問から生じ得る危険は（不法侵入などの）伝統的な法的手法で容易に規制することができるが、本件で問題となったような厳格な禁止は、如何なる立法目的にも資するところがなく、単に、憲法が禁じた、思想の流通に対するあからさまな制約に過ぎない。⁽¹⁴⁵⁾

もっとも、少年・少女に宗教上の出版物の販売を行わせて *Massachusetts* 州刑事法違反に問われた親権者が争った

Prince v. Massachusetts 事件に対する一九四四年の判決⁽¹⁰⁶⁾において、合衆国最高裁判所は、修正一条といえども児童を保護する州の権限を超えるものではない、とした。これは、一二歳未満の男子と一八歳未満の女子が道や公の場所⁽¹⁰⁷⁾で新聞、定期刊行物、その他の工業製品を売ることとその他の商取引を行うことを禁じ、また、それらの年少者が違法に販売することを知りつつ彼に商品を供給する、あるいは、そのような販売を周旋しあるいは煽^{あき}つた者に刑罰を科す州法の合憲性が争われた事件である。そして、被告人(後の上告申立人)は、Jehovah's Witness の会員であったが、その宗教上の出版物を自分が後见人である姪と自分の息子達とともに、街頭で頒布して同法違反に問われ、一審の州下級審(Superior Court)で有罪になり、州の最高裁でも有罪とされた。そして、事件が合衆国最高裁判所へやってくるわけであるが、それに対して、同最高裁は、Rutledge 判事の筆になる法廷意見によって、大要、次のような理由を示して、原審判決を承認した。つまり、(1)修正一条によって保障された諸々の権利の中のどれかひとつがより優越的な位置を与えられている、ということは疑わしい。つまり、私達の憲法構造の中では(修正一条によって保障された)全ての権利が(同等に)優越的地位を得ている。⁽¹⁰⁸⁾(2)修正一条で保障された権利と州の権利とを調整することは、常に、困難な仕事である。⁽¹⁰⁹⁾(3)本件においては、良心の自由と信教の自由に加えて、親権も争われている。⁽¹¹⁰⁾(4)子供の監護・養育が第一に親の領分であることは、全ての前提である。そして、親の第一の仕事と自由には、国が行うことも妨げることもできない、国民としての義務に備えることが含まれている。⁽¹¹¹⁾(5)しかし、家庭というものの自体が、公益による規制の外にあるわけではない。そして、信教の自由も無制限なわけではない。若者の福利を守る公益を実現するために、国家は、親による統制を規制することができる。⁽¹¹²⁾(6)親がその子供の人生を指導することを信教の自由あるいは良心を根拠に主張しているからといって、国家の側が有する同様な権限も否定されてはならない。⁽¹¹³⁾(7)信教の自由は、共同社会や子供を伝染病に晒^{さら}す自由や子供を不健康や死に晒^{さら}す自由などを、含んでいない。⁽¹¹⁴⁾(8)成人が公の場で雑誌を頒布することを国が全面的に禁止することができないからといって、それは、子供について同様の禁止ができない、

という意味ではない。⁽¹⁷⁾ (9) 民主的社會は、その存続を、若者が健康かつ円満に國民として十分に成熟するまでに成長することに依存している。そして、國家は、このことを、広い選択の幅をもって、妨害と危険から護ることができ⁽¹⁸⁾る。(10) 子供も、大人と同様に、公道を本来の目的に従って使用する権利がある。しかし、そのような場合でさえ、道という場所は、大人に対しては害のない危険を子供に及ぼす。そして、それが道路の通常の用法でない場合には、この危険は大きい。このことは、親と一緒にいるといないとにかかわらない。⁽¹⁹⁾ (11) 道路上で公衆に対して宣教することについて、子供の行為を統制する國家の権限は、成人の同様の行為に対する統制権より広い。そして、本件において、その國家の正当な権限の限界には達していない。⁽¹⁷⁾ (12) 他の子供達にも許されない行為をその子供達にさせないということは、平等保護の否定ではない。⁽¹⁸⁾

なお、既に本稿Ⅱの2の中で紹介した *Niemotko* 判決⁽¹⁹⁾においても、布教活動の事前規制に対して明白かつ現在の危険の法理が適用された。⁽¹⁸⁾

以上、通観して明白なように、アメリカ合衆國最高裁判所によって確立された判例法理として、まず、布教活動を全面的に禁止した事前許可制は違憲である。もっとも、だからといって、公益に対する明白かつ現在の危険がある場合に布教の時と場所と方法を規制することはできる。しかし、その際にも、その規制の程度は必要最小限のものでなければならぬ。

Ⅲ 法理の現状

1 信教の自由の意味と違憲審査基準

ここで、これまでに判例を概観した結果として、アメリカ合衆國最高裁判所判例法理としての信教の自由の保障の

意味をまとめてみると次のようになろう。

まず、信教の自由の保障から、宗教上の結社の自由と、その結社の内部に教義問題と内部規律と教会財産に関する裁定機関を作る権利が出てくるが、教義についてはその団体内の最上位の解釈機関の決定が裁判所も拘束する。そして、任意に宗教団体の会員になった者はその団体による統制に服す義務があり、団体の内部規律についてはその団体内の最上位の裁定機関の決定が裁判所も拘束する。また、宗教団体の財産に関する争いは、その前提に教義解釈上の争いがなければ通常の私法上の原則に従って処理されるが、教義問題が前提としてある場合にはその団体内における最上位の教義解釈機関の決定に裁判所も拘束される。なお、その宗教団体が上下構造をとり、上部団体が教義と会員資格を管理している場合には、財産の処理についても上部団体に決定権がある。ただし、宗教団体内部における最上位の解釈機関がその正しい権限内でその決定を下したか否かの問題は、必要があれば、裁判所が客観的事実に照らして審査する。

また、信教の自由はいわゆる「優越的人権」のひとつとされている。従って、信教の自由に対する規制を憲法上正当化するためには、第一に、それが「最高度の公益に資する」ものであるという、その「目的の高度の重要性」が社会的事実によって立証されなければならない。そして第二に、それに加えて、その「規制手段が、その目的を達成するために、最も抑圧的でない、つまり、止むを得ないもの」であることも立証されなければならない。つまり、信教の自由に対する規制は司法部による厳格な違憲審査に服すことになる。

さらに、布教活動を原則全面禁止として事前の許可にかからせる制度は違憲である。しかし、もちろん、重大な公益に対する明白かつ現在の危険がある場合に、布教の時と場所と方法について必要最小限の規制を行うことは許される。なお、信教の自由も、子供の健全な育成という公益には勝てない。

2 問題になった規制と保護

- また、このような法理を実際に事件になった行為類型との関係で整理してみると、次のようになる。つまり、
- a 教会内で分裂騒動が起きた際の正統派の認定や下部組織の独立の評価や改組の評価や聖職位への任免や教会財産の帰属に関する紛争については、教会内における最上位の裁定機関の決定が終局的なものとなる。ただし、客観的事実に照らしてその決定が明白に不合理あるいは無資格な場合には裁判所が独自の判断を行う。
 - b 特定教会の運営権と財産の帰属を国家が介入してその教会内の特定派閥へ移すなどということは、重大な公益に対する明白かつ現在の危険でもない限り、できない。
 - c いくら宗教上の信条に由来するとしても、文明に照らして明白な犯罪あるいは公序良俗に反する行為（例えば重婚、生贖^{いけにえ}、殉死）は許されない。（つまり、このような行為は、修正一条の保護の「外」にある。いわば「権利濫用」の主張になる。従って、この領域における争訟ではいわゆる厳格審査は行われない。）
 - d 宗教上の理由から人種差別を行っている私学には免税特権を与えないことは、高度の公益に資するもので、かつ、もっと弾圧的でない他の達成手段もないので、許される。
 - e 宗教上の理由から良心的兵役拒否を行った者には退役軍人社会復帰補助金を支給しないことは、高度の公益と実質的に関連しているので、許される。
 - f 国旗への敬礼と国家に対する忠誠宣誓を強制することは、高度の公益に対する明白かつ現在の危険も示されていない状況下では、許されない。
 - g 宗教上の信条に由来する失業者に補償を給付しないことは、それが高度の公益に資するものでも、かつ、もっと弾圧的でない他の達成手段がないものでもないので、許されない。
 - h 宗教上の信条に反するあと一〜二年の中等教育の強制は、それが高度の公益に資するものでも、かつ、もっと

弾圧的でない他の達成手段がないものでもないので、許されない。

i 州のモットーの掲示を強制することは、それが高度の公益に資するものでも、かつ、もっと弾圧的でない他の達成手段がないものでもないので、許されない。

j 公立大学内の公開の討論会場から宗教団体だけを締め出すことは、それが高度の公益に資するものでも、かつ、もっと弾圧的でない他の達成手段がないものでもないので、許されない。

k 宗教上の信条に由来する納税拒否は、その課税が高度の公益に資する不可欠なものであるので、許されない。

l 布教活動の事前許可制は許されないが、高度の公益に対する明白かつ現在の危険がある場合には布教の時・場所・方法について最小限の規制は許される。

m 子供が公の場で布教活動の一環としての販売・募金を行うことを全面的に禁止することは、高度の公益に資するもので、許される。

IV おわりに

以上、本稿ではアメリカ判例法理における信教の自由の展開と現状を確認してみたが、そこには、続稿において指摘するように、例えば信教の自由の性質、等、憲政の本質にかかわる部分で日本国憲法の運用上も私達の参考に値することが多々ある、と思われる。

(1) *Watson v. Jones*, 13 Wall. 679 (1871).

(2) *Id.* at 713-14.

(3) *Id.* at 723-24.

- (4) *Id.* at 724-26.
- (5) *Id.* at 726-27.
- (6) *Id.* at 727.
- (7) *Id.* at 728.
- (8) *Id.* at 728-29.
- (9) Bouldin v. Alexander, 82 U.S. 131 (1872).
- (10) *Id.* at 139.
- (11) *Id.* at 140.
- (12) *Ibid.*
- (13) Gonzalez v. Roman Catholic Archbishop of Manila, 280 U.S. 1 (1929).
- (14) *Id.* at 16.
- (15) *Id.* at 16-17.
- (16) Kedroff v. Saint Nicholas Cathedral of the Russian Orthodox Church in North America, 344 U.S. 94 (1952).
- (17) *Id.* at 107.
- (18) *Id.* at 107-08.
- (19) *Id.* at 109-10.
- (20) *Id.* at 116.
- (21) *Id.* at 117-19.
- (22) *Id.* at 119-20.
- (23) *Id.* at 120-21.
- (24) Presbyterian Church in the United States v. Mary Elizabeth Blue Hull Memorial Presbyterian Church, 393 U.S. 440 (1969).
- (25) *Id.* at 449.
- (26) Maryland and Virginia Eldership of the Churches of God v. Church of God at Sharpsburg, 396 U.S. 367 (1970).
- (27) *Id.* at 368.

- (82) Serbian Eastern Orthodox Diocese for the United States of America and Canada v. Milivojevic, 426 U.S. 696 (1976).
- (83) *Id.* at 697-98, 708-09, et 712-13.
- (84) *Id.* at 708-09.
- (85) *Id.* at 709.
- (86) *Ibid.*
- (87) 426 U.S. 696, 712-20.
- (88) *Id.* at 721.
- (89) Jones v. Wolf, 443 U.S. 595 (1979).
- (90) *Id.* at 597-606.
- (91) *Id.* at 606-07.
- (92) *Id.* at 607.
- (93) *Id.* at 608-09.
- (94) Reynolds v. United States, 98 U.S. 145 (1878).
- (95) *Id.* at 162.
- (96) *Id.* at 163.
- (97) *Id.* at 164-65.
- (98) *Id.* at 165.
- (99) *Id.* at 166.
- (100) *Id.* at 166-67.
- (101) *Id.* at 167.
- (102) Minersville School District v. Gobitis, 310 U.S. 586 (1940).
- (103) *Id.* at 591.
- (104) *Id.* at 594.
- (105) *Id.* at 595.

- (52) *Ibid.*
- (53) 310 U.S. 586, 596.
- (54) *Id.* at 597.
- (55) *Id.* at 598.
- (56) *Id.* at 599-600.
- (57) *Id.* at 600.
- (58) West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624 (1943).
- (59) *Id.* at 630-31.
- (60) *Id.* at 631-33.
- (61) *Id.* at 633-34.
- (62) *Id.* at 636.
- (63) *Id.* at 636-37.
- (64) *Id.* at 638.
- (65) *Id.* at 639.
- (66) Niemotko v. Maryland, 340 U.S. 268 (1951).
- (67) *Id.* at 271.
- (68) *Ibid.*
- (69) Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963).
- (70) *Id.* at 402.
- (71) *Id.* at 403.
- (72) *Id.* at 406.
- (73) *Ibid.*
- (74) 374 U.S. 398, 407.
- (75) *Ibid.*
- (76) 374 U.S. 398, 409.

- (77) *Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division*, 450 U. S. 707 (1981).
- (78) *Id.* at 714.
- (79) *Id.* at 716.
- (80) *Id.* at 717-18.
- (81) *Id.* at 718.
- (82) *Ibid.*
- (83) 450 U. S. 707, 718-19.
- (84) *Id.* at 719-20.
- (85) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U. S. 205 (1972).
- (86) *Id.* at 210.
- (87) *Id.* at 212.
- (88) *Id.* at 212-13.
- (89) *Id.* at 213.
- (90) *Id.* at 213-14.
- (91) *Id.* at 214.
- (92) *Id.* at 215.
- (93) *Id.* at 218.
- (94) *Id.* at 220-21.
- (95) *Id.* at 221-22.
- (96) *Id.* at 223-24.
- (97) *Johnson v. Robinson*, 415 U. S. 361 (1974).
- (98) *Id.* at 374-75, et 382-83.
- (99) *Id.* at 376.
- (100) *Id.* at 377-80.
- (101) *Id.* at 384-85.

- (102) *Wooley v. Maynard*, 430 U. S. 705 (1977).
- (103) *Id.* at 714.
- (104) *Id.* at 715.
- (105) *Ibid.*
- (106) 430 U. S. 705, 716.
- (107) *Id.* at 716-17.
- (108) *Widmar v. Vincent*, 454 U. S. 263 (1981).
- (109) *Id.* at 268-69.
- (110) *Id.* at 269.
- (111) *Id.* at 269-70.
- (112) *Id.* at 270-71.
- (113) *Id.* at 271-75.
- (114) *Id.* at 276.
- (115) *Ibid.*
- (116) *Ibid.*
- (117) *United States v. Lee*, 455 U. S. 252 (1982).
- (118) *Id.* at 257.
- (119) *Id.* at 258-59.
- (120) *Id.* at 259.
- (121) *Id.* at 260.
- (122) *Bob Jones University v. United States*, 461 U. S. 574 (1983).
- (123) *Id.* at 603.
- (124) *Ibid.*
- (125) 461 U. S. 603-04.
- (126) *Id.* at 604.

- (121) *Ibid.*
- (122) 461 U.S. 574, 604 n. 30.
- (123) *Hobbie v. Unemployment Appeals Commission of Florida and Lawton & Company*, 55 U.S.L. W. 4208 (1987).
- (124) *Id.* at 4209.
- (125) *Ibid.*
- (126) 55 U.S.L. W. 4208, 4210.
- (127) *Ibid.*
- (128) *Ibid.*
- (129) *See, e. g., Marcus, The Forum of Conscience: Applying Standards under the Free Exercise Clause*, 1973 *Duke L. J.* 1217, 1240; Tushnet, *The Constitution of Religion*, 18 *Conn. L. Rev.* 701, 706 (1986).
- (130) *Lowell v. Griffin*, 303 U.S. 444 (1938).
- (131) *Id.* at 451.
- (132) *Ibid.*
- (133) *Ibid.*
- (134) 303 U.S. 444, 451-52.
- (135) *Cantwell v. Connecticut*, 310 U.S. 296 (1940).
- (136) *Id.* at 303.
- (137) *Id.* at 303-04.
- (138) *Id.* at 304.
- (139) *Id.* at 305.
- (140) *Ibid.*
- (141) 310 U.S. 296, 306.
- (142) *Id.* at 308.
- (143) *Id.* at 309.
- (144) *Id.* at 310.

- (151) *Murdock v. Pennsylvania*, 319 U.S. 105 (1943).
- (152) *Id.* at 112.
- (153) *Id.* at 113.
- (154) *Id.* at 114.
- (155) *Id.* at 115.
- (156) *Id.* at 116.
- (157) *Ibid.*
- (158) *Martin v. Struthers*, 319 U.S. 141 (1943).
- (159) *Id.* at 143.
- (160) *Ibid.*
- (161) 319 U.S. 141, 143-44.
- (162) *Id.* at 144.
- (163) *Ibid.*
- (164) 319 U.S. 141, 146-47.
- (165) *Id.* at 147.
- (166) *Prince v. Massachusetts*, 321 U.S. 158 (1944).
- (167) *Id.* at 164.
- (168) *Id.* at 165.
- (169) *Ibid.*
- (170) 321 U.S. 158, 166.
- (171) *Ibid.*
- (172) *Ibid.*
- (173) 321 U.S. 158, 166-67.
- (174) *Id.* at 168.
- (175) *Ibid.*

- (176) 321 U.S. 158, 169.
- (177) *Id.* at 170.
- (178) *Id.* at 171.
- (179) *Niemolko v. Maryland*, 340 U.S. 268 (1951).
- (180) *Id.* at 271.